

熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成25年2月21日(木)午後1時30分から午後2時20分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館 審議会室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長、大江委員、立石委員、永尾委員

実施機関 熊本県教育委員会

教育政策課 本田政策調整審議員、守屋補佐、樺木参事

学校人事課 堀部参事

県立図書館 高木参事

熊本北高校 有働主任事務職員

天草高校 鬼塚主任事務長

球磨商業高校 重松事務長

熊本聾学校 赤星主任事務長

熊本支援学校 古沢主任事務長

菊池支援学校 赤星事務長

苓北支援学校 窪田事務長

事務局 本田課長、真田審議員、後藤主幹、永田主幹
取材、傍聴者なし

4 議事等

(1) 防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について

(2) 熊本県個人情報保護制度審議会答申を受けた防犯カメラの運用状況(報告)

5 審議内容

会 長

それでは、熊本県個人情報保護制度審議会を開会する。

御多忙の中お集まりいただき感謝する。

本日は実施機関である熊本県教育委員会から、個人情報の取扱いに関して諮問がなされている。

本日の議事について事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、資料の確認をしたい。

(資料確認)

本日は、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号に規定する例外的に本人以外から個人情報を収集する事項として、「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」について教育委員会から8件の諮問があったので、これらの案件について御審議をお願いします。

その後、報告事項として、これまで審議会答申を受けた防犯カメラの運用状況を事務局より報告させていただく。

会 長 何か質問等はあるか。

各委員 (意見なし)

(1) 防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について

会 長 円滑な議事の進行に御協力いただきたい。まず事務局から、本人以外から個人情報を収集する場合の考え方について説明をお願いします。

事務局 本案件については、条例第7条第3項において制限している「個人情報を本人以外から収集する場合」に該当すると考えられる。本人以外から個人情報を収集する場合は、同項第1号から第8号のいずれかに該当する必要がある。

本案件は、第1号から第7号までのいずれにも該当しないので、第8号の規定に基づき、本審議会の意見を聴く必要があり、今回、熊本県教育委員会から諮問がなされたものである。

審議をお願いする前に、条例第7条第3項第1号から第7号の規定について、概要を説明させていただく。

参考資料の2ページをお開きいただきたい。

今回諮問されている案件は、県立学校等に防犯カメラを設置し、本人識別が可能な画像を撮影・録画することにより、本人の同意を得ずに個人情報を収集するというものである。

事業内容については、後ほど実施機関から詳しく説明があるが、情報の持ち主である本人からではなく、施設に設置した防犯カメラにより個人情報を収集するというものである。

個人情報の収集に関係する条文は、個人情報保護条例第7条である。

この規定は、個人情報については慎重に取り扱うべきとの観点から、実施機関が個人情報を収集しようとする場合、収集は自由にできるものではなく、その方法等については一定の制限があるという規定である。

まず、第1項において、「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない」とされており、個人情報はその目的の範囲内で収集することとなっている。

3ページの第2項においては、「実施機関は、前項の目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」とされており、個人情報取扱事務の目的の無限定な変更はできないこととなっている。

次に、同条第3項において、「個人情報を収集するときは本人から収集しなければならない」とされており、これが今回の諮問に関わる条文である。

個人情報の収集は、本人から行うことが原則とされており、「本人から」によらない収集は、原則禁止である。

したがって、今回の、防犯カメラによる撮影・録画は、本人の同意もなく設置者が一

方的に行うものであり、「本人から」によらないことなので、原則禁止ということになる。

ただし、同項に規定する例外規定のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでないとしており、いずれかに該当すれば、本人以外から収集することができることとなる。これが基本的な考え方である。

第3項の例外規定を、第1号から順に見ていく。

(条例第7条第3項第1号～第7号の説明)

以上のとおり、今回の諮問案件である防犯カメラによる撮影・録画は、1～7の各号に該当しないということになる。

第1号から第7号のいずれにも該当しないが、本人以外から収集する場合、第8号に規定されている、「審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することとしたのでは実施機関の個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じるおそれ又は実施機関の個人情報取扱事務の円滑な実施が困難となるおそれがあると実施機関が認めるとき。」に初めて可能となるものである。

本日御審議いただく案件は、この規定に基づき、当審議会の意見を聴くために、実施機関である教育委員会から諮問があったものである。

審議に当たっての判断基準については、参考資料の37ページを御覧いただきたい。平成15年に最初に防犯カメラの審議をお願いした際に事務局から示した考え方である。平成6年4月27日の大阪地裁判決で示された判断基準として、 から まで例示されている。本日の審議に当たってもこの基準に沿って検討いただければと思う。

ちなみに、これまでの防犯カメラ設置に関する答申の状況を御説明する。参考資料の24ページをお開きいただきたい。今回の諮問案件について、当審議会において「適当」という御判断がなされれば、新たに追加されることになる。

本日の諮問案件に係る個人情報の収集とこれに関する条例の規定の考え方について、概略を説明させていただいた。以上である。

会 長

ただ今事務局から説明があったが、本件の場合は条例第7条第3項第1号から第7号の例外規定に該当しないことから、同8号の規定により審議会に意見を聴くことにしたということである。防犯カメラについては、大阪地裁の判決があって最高裁で確定している。そこで具体的な基準が示されているので、本県でもそれに沿って検討するということである。何か質問はあるか。

各委員

(意見なし)

会 長

では、今回の諮問案件について実施機関から説明をお願いします。

実施機関

今回、教育委員会から諮問をお願いした、県立学校7校と県立図書館の防犯カメラの設置について、教育政策課からまとめて説明する。

今年度、複数の県立学校で不正侵入により器物損壊等の被害が発生しており、防犯カメラの設置について各県立学校へ検討をお願いした。その結果、各学校施設の立地場所や管理状況等を踏まえ、十分に熟慮のうえ、学校長が必要と判断したものを、今

回、取りまとめたものである。

今回は資料として、各施設ごとに「防犯カメラの設置状況」、「管理要項案」、「設置状況図」を提出している。設置状況については別添の、「防犯カメラ等の設置（予定）状況比較表」に一覧でまとめているので、こちらと併せて説明させていただく。

まず、2番の熊本北高等学校から4番の球磨商業高等学校を説明する。

資料1の8ページを御覧いただきたい。

熊本北高では、以前、諮問を受けて防犯カメラを設置していたが、平成20年に一旦廃止している。しかし、近年不正侵入による盗難等が発生しており、今回、防犯のため、管理棟、普通教室棟、体育館に1台ずつ計3台設置するものである。

具体的な設置場所は、11ページ図面の丸で囲んでいる所になる。また、設置に当たり、その適正な管理のため、管理要項を定めることにしている。

資料の10ページを御覧いただきたい。

管理要項では、設置目的、設置場所や台数、撮影時間や管理責任者等の定めや、記録した画像の管理について定めている。この要項については、過去に御承認いただいた県立学校の要項にならって作成しており事務室内等に掲示する予定である。

なお、熊本北高においては、録画時間を午後9時から翌日の午前6時までの、通常、生徒が学校内にいない時間を予定しているため、設置目的を「防犯」のみとしている。

次に、12ページを御覧いただきたい。

天草高校には女子寮が設置されているが、当該女子寮は学校から1km以上離れた繁華街に近い場所にあり、昼間は無人となる。現在48名の生徒が居住しており、生徒の安全管理及び防犯のため、施設の入口に1台設置するものである。

具体的な設置場所は、15ページ図面の丸で囲んでいる所になる。管理要項についてはさきほどの熊本北高と同様である。

次に、16ページを御覧いただきたい。

球磨商業高校では、今年度生徒への声かけや、不審者目撃情報があっており、学校内への不正侵入のおそれもあることから、生徒の安全管理及び防犯のため、正門及び生徒通用門に1台ずつ計2台設置するものである。具体的な設置場所は、19ページ図面の丸で囲んでいる所になる。管理要項については同様である。

次に、熊本聾学校から苓北支援学校を説明する。

特別支援学校は、自己防衛能力が十分とは言い難い児童・生徒が多く通学する学校であり、一般の児童・生徒に比べ、その保護の必要性が高いものと考えられる。

資料の20ページを御覧いただきたい。

聾学校では北門に1台設置済みであるが、熊本支援学校分教室設置により、それまで閉鎖していた北側の別の門も開放することになったため、児童・生徒の安全管理及び防犯のため北門（温室側通用口）に1台設置するものである。具体的な設置場所は、23ページ図面の丸で囲んでいる所になる。管理要項については同様である。

次に、24ページを御覧いただきたい。

熊本支援学校では最近学校周辺で痴漢事件が発生しており、児童・生徒の安全管理及び防犯のため、正門、南門、北門に1台ずつ計3台設置するものである。

具体的な設置場所は、27ページ図面の丸で囲んでいる所になる。管理要項については同様である。

次に、28ページを御覧いただきたい。

菊池支援学校では、近年、施設内へのごみの散乱や看板へのいたずらなどの不正侵入事案が発生しており、今年度も看板へのいたずらなどの事案が連続して発生しているため、児童・生徒の安全管理及び防犯のため、高等部棟、体育館外壁に1台ずつ計2台設置するものである。

具体的な設置場所は、32ページ図面の丸で囲んでいる所になる。管理要項については同様である。

次に、33ページを御覧いただきたい。

苓北支援学校では、重度重複障がいをもつ児童生徒が在学しており、児童・生徒の安全管理及び防犯のため、玄関に1台設置するものである。

具体的な設置場所は、37ページ図面の丸で囲んでいる所になるが、苓北支援学校はその立地場所が若干特殊なものとなっており、別の団体の敷地内に設置されている。36ページを御覧いただきたい。当該学校は社会福祉法人はまゆう療育園の敷地内にあり、「管理教室棟」と記載された斜線の部分が苓北支援学校の建物になる。今回の防犯カメラはこの建物の玄関に設置するものである。管理要項については同様である。

最後に、県立図書館について説明する。資料は3ページである。

図書館においては、近年、図書や所持品の盗難、女子トイレへの不正侵入、器物破損等が多発しており、これまでモニターでの監視や警備員の館内巡回、ICゲートの設置などで対応しているが、その効果が十分ではないため、図書館1階の警備員室前、玄関ロビーの子ども室側及び駐輪場側入口、展示物を常時展示している3階第1研修室に、1台ずつ計4台設置するものである。

具体的な設置場所は、6ページ及び7ページ図面の丸で囲んでいる所になる。管理要項については同様である。

いずれの施設においても、防犯カメラの管理要項を定め、収集した個人情報については適正に取り扱うこととしている。

また、学校における撮影は、あくまでも不正侵入者等への対策であり、児童・生徒の指導・管理のために行うものではない。

以上、御審議をよろしく願います。

会 長

ただ今実施機関から説明があったが、何か質問はないか。

会 長

各施設ごとに設置要項案があるが、施設間で内容に違いはあるか。

実施機関	基本的には同じであるが、撮影時間が北高校だけ異なる。また保存期間が異なっている。これは、例えば盗難被害等が想定される施設については、認知が遅れる場合も想定して1箇月間という長めの設定をしているものである。その他はおおむね1～2週間というところであるが、それぞれ学校ごとに保存が必要な期間を勘案して定めたものである。いずれも必要最小限の保存期間としている。その他、管理責任者が「学校長」である場合と「学校長が指定する者」といった違いはあるが、適正に管理することでは差はない。
会 長	各施設ごとにカメラを設置する場所が図面に表示されているが、この場所の選定は具体的にどのような基準によって行われたのか。
実施機関	基本的に、施設の立地条件や管理状況により、最も防犯に効果的な場所を選定している。併せて、近隣住民等の映り込みがないような場所を選定している。
会 長	大阪地裁の判例の中に、判断基準として「設置の状況が妥当かどうか」というのがあることから、設置場所が設置目的に添ったものであるかどうかを確認したところである。他にないか。
永尾委員	カメラの設置台数が県立図書館だけ4台と多いが、この理由は何か。
実施機関	県立図書館の場合は、館内で窃盗事件や女子トイレへの侵入等があったことから、館内にカメラを設置することとしている。館内でのカメラの撮影範囲は非常に狭いことから、必要最小限の台数を計上している。台数を増やせば撮影範囲は広がるが、プライバシーにも配慮して、この台数としたものである。
永尾委員	玄関ホールに2台必要か。
実施機関	玄関ホールの階段のところで一部見通しが悪くなっており、2台設置としている。
立石委員	図書館の場合、不特定多数が日常的に利用するものであり、学校とは利用方法が異なると思う。その点からすると、防犯、監視といったものがより必要になるのではないか。学校よりは多いが、この台数で足りるのか。犯罪が起きるのは目が届きにくい場所ではないか。
実施機関	確かに台数が多ければ多いほど撮影箇所は増えるが、図書館利用者のプライバシーも踏まえ、必要最小限の台数としている。
会 長	図書館の2階には、カメラ設置は不要なのか。
実施機関	2階には基本的に展示物等はない。事件が発生しているのも1階部分であり、今後発生の可能性が高いのも1階部分であると考えられることから、2階には設置する予定はない。
立石委員	3階の第1研修室には設置して、他の研修室には設置はしないのか。何か用途が異なるのか。

実施機関 第1研修室は名称は研修室であるが、実際は展示室であり、用途が異なる。

会 長 カメラは固定式か、可動式か。

実施機関 固定式である。

立石委員 展示物の盗難等もあっているのか。

実施機関 展示物ではなく、所持品の盗難が発生している。他に駐輪場の自転車も盗難被害に遭っている。

立石委員 駐輪場もカメラでカバーできるのか。

実施機関 6ページの図面のとおり、1階の防災アンプ前のカメラがカバーすることになる。

大江委員 要項の「画像の閲覧」のところであるが、「具体的な（犯罪等）行為があったときしか閲覧できない。」とすべきではないかと思うがどうだろうか。

会 長 「録画した内容は、何か事案が発生した時に初めて閲覧できる。」としてはどうかという趣旨か。

大江委員 そうである。

実施機関 学校の場合は、事件を認知してから閲覧するということになると思うが、（不特定多数が利用する）図書館の場合は、録画した画像を閲覧して初めて事件を認知することもあり得るので、分けて考える必要があるのではないかと思う。もちろん誰でも閲覧できるようにはしていないが、施設ごとに表現が異なっている点については、閲覧者を限定する方向で書き改めたい。

会 長 基本的には、何か事故が起こったときに閲覧するべきものだと思う。そうでなければ監視モニターになってしまう。

大江委員 録画した画像を閲覧したときは、“誰が” “何のために” “いつ” 閲覧したかを記録しておく必要があるのではないか。図書館の場合、「保存期間の延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。」とあるが、閲覧の場合にも記録を残しておくべきではないかと考える。

会 長 要項の「画像の閲覧」のところには、「どのような場合に閲覧できるのか」という規定が必要ではないか。そうでないといつでも好きなときに閲覧できることなるのではないか。加えて閲覧した記録を残しておくべきではないか。この点を実施機関の方で検討して欲しい。そのような処置をとったことで、設置目的が達成されないということはないと思う。

これまでの意見を参考に、実施機関には前向きに検討してもらいたい。

実施機関 了解した。附則の有無など、施設によって表現が異なる点も統一したい。

会 長 以上のような疑問点、改善点については実施機関に見直しを検討してもらうこととして、諮問案件については承認することとしてよろしいか。

各委員 (異議なし)

会 長 最終的な答申文は、私と事務局で調整させていただきたい。実施機関は退席して結構である。

(2) 報告事項

会 長 次に報告事項に移る。
「本審議会の諮問を受けた防犯カメラの運用状況」について、事務局から報告をお願いします。

事務局 資料2を御覧いただきたい。
防犯カメラに関しては、これまで平成15年度に10件、平成16年度に2件、平成17年度、18年度が各1件ずつ、平成19年度に2件の計16件の答申を当審議会から出していただいている。うち3件は、その後防犯カメラの設置が不要となったため、廃止されており、現時点では13件が稼働中である。廃止となったのは、熊土の公用車車庫と今回再諮問の北高校及び漁業取締船「あそ」である。
運用上の変更点等については特に報告事項はないが、天草空港事務所において、指名手配犯捜査のため、警察に対してデータを提供した事例が報告されている。刑事訴訟法第197条に基づく捜査事項照会に対して回答したとのことである。以上である。

立石委員 どこの施設もカメラの設置表示は行っているのか。

事務局 基本的にカメラ設置場所に、「防犯カメラ作動中」等の表示を行うよう指導している。

立石委員 学校等では一般の方もカメラを設置していることが分かるということか。

事務局 そうである。少なくとも隠し撮りのようなことはしていない。

立石委員 そのことによって、防犯効果があるということか。

事務局 そのようである。

大江委員 「安全安心のまちづくり」はなかなか議論の多いところである。イギリスでは数年前に50万台のカメラを設置しているとのことであった。日本はまだ数万台である。「防犯カメラによって犯罪が少なくなった。」という人もいれば、「監視されているのはいやだ。」という人もいる。結局、いつ、誰が閲覧するかということが問題になってくる。

会 長 防犯目的に撮影されたものだから、目的以外に使用されたのでは自由な生活が成り立たなくなる。

会 長 本日の審議は以上をもって終了した。他に何かないか。

事務局 現在の委員による審議会はおそらくこれが最後ではないかと思われる。大江委員、永尾委員におかれては、今任期末をもって退任される予定である。両委員には、これまで3期6年にわたって熱心に御審議いただき、数々の貴重な御意見をいただいた。心から感謝を申し上げます。

会 長 両委員にはお世話になった。
それでは、本日の審議会は終了する。